

議第 6 号

高島市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 2 7 日

高島市長 今 城 克 啓

---

高島市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

高島市個人番号の利用に関する条例（平成 2 7 年高島市条例第 5 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改め、同条第 3 号中「第 2 条第 1 2 項」を「第 2 条第 1 3 項」に改め、同条第 4 号中「第 2 条第 1 4 項」を「第 2 条第 1 5 項」に改める。

付 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。